

管理医療機器販売業・貸与業の変更

※変更後30日以内に必要書類をそろえてご提出ください。

※取り扱われる医療機器の分類は必ず取引メーカー等にご確認ください。

※のある書類は、すでに中央区保健所に同一の書類を提出していれば不要

ア：届出者の住所（個人・法人）、届出者の氏名（法人の場合）、営業所管理者の住所、営業所の名称、ビル名、兼営事業の種類、販売業・貸与業者の業務に責任を有する役員の変更

必要書類	提出部数	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	1	記載例参照 添付書類は必要ありません。

イ：届出者の氏名（個人の場合）、営業所管理者の氏名

必要書類	提出部数	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	1	記載例参照
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書 ※	1	・戸籍は確認後に返却します。 ・6か月以内に発行されたものが有効

ウ：営業所管理者

必要書類	提出部数	記載上の注意等
<input type="checkbox"/> 変更届書	1	記載例参照 ・取扱品目が変更になる場合は、備考欄にその旨を記載してください。
<input type="checkbox"/> 営業所管理者の資格証明書(写し) ※	1	・「営業所管理者早見表」を参照 ・資格証明書の本証も持参

資格の記載方法

取り扱う管理医療機器の品目	営業所管理者資格	記載方法
特定管理医療機器	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
補聴器のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	補聴器営業所管理者	第175条第1項第1号
電気治療器のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	家庭用電気治療器営業所管理者	第175条第1項第2号
プログラム管理のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	プログラム特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項第3号
補聴器と電気治療器のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	補聴器営業所管理者 と 家庭用電気治療器営業所管理者	第175条第1項第4号
補聴器とプログラム管理のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	補聴器営業所管理者 と プログラム特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項第5号
電気治療器とプログラム管理のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	家庭用電気治療器営業所管理者 と プログラム特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項第6号
補聴器、電気治療器とプログラム管理のみ	特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項
	補聴器営業所管理者 と 家庭用電気治療器営業所管理者 と プログラム特定管理医療機器営業所管理者	第175条第1項第7号

エ：営業所の構造設備の主要部分（管理医療機器プログラムのみを取り扱う場合を除く）

必要書類	提出部数	記載上の注意等
□ 変更届書	1	記載例参照
□ 変更前後の平面図	1	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵場所を明示してください。 ・分置倉庫を利用する場合は、所在地も明記してください。 ・管理医療機器プログラムのみを取り扱うようになる場合、変更後の図面は不要です。
	構造設備基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 光、照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。 2 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 3 取扱品目を衛生的に、かつ、安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

「薬事に関する業務に責任を有する役員」の定義等について

「責任役員」の定義

医療機器販売業・貸与業者において、各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、その分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令※1に関する業務（薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務）が含まれる役員が「責任役員」に該当します。

すなわち、「責任役員」とは、新たに氏名又は選任を要する性質のものではなく、各役員が分掌する業務の範囲によりその該当性が決まるものです。

※1 薬事に関する法令とは、薬機法、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の3各号に規定する薬事に関する法令をいいます。

「責任役員」の範囲

株式会社（特例有限会社を含む）

会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役
（指名委員会等設置会社については、会社を代表する執行役員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役員）

持分会社

会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員

その他の法人

上記に準ずる者

申請者の欠格条項

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条3号イからトまでに規定される申請者の欠格事項は以下のとおりです。

- イ 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ロ 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ニ イからハまでに該当する者を除くほか、この法律、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
- ホ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ヘ 心身の障害により高度管理医療機器等販売業・貸与業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ト 高度管理医療機器等販売業・貸与業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者

薬事に関する法令で政令で定めるものについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号ニに規定される申請者の欠格事項は以下のとおりです。

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- 2 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- 3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- 4 その他薬事に関する法令で政令で定めるもの
 - 一 大麻取締法（昭和23年法律第124号）
 - 二 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）
 - 三 あへん法（昭和29年法律第71号）
 - 四 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）
 - 五 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
 - 六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）
 - 七 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）
 - 八 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）
 - 九 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）
 - 十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - 十一 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
 - 十二 臨床研究法（平成29年法律第16号）